

令和2年4月吉日

持株会会員のみなさまへ

北海道電気工事業取引先持株会

消費税率変更に伴う年会費・手数料変更のお願いについて

拝啓 日頃から当持株会にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日から消費税率が10%になりました。このことに伴い毎月の振替手数料が変更となり、また、郵便料金も変更になっております。このため、年会費が下記のとおり変更となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 年会費について

野村証券(株)に対する事務代行費・通信費および持株会運営費

変更区分	年会費	内訳
R2年 3月まで	1,892円	事務代行費 648円+郵送費 62円×12ヶ月=1,392円 +持株会運営費 500円
R2年 4月から	1,916円	事務代行費 660円+郵送費 63円×12ヶ月=1,416円 +持株会運営費 500円

2. 毎月の振替手数料について

毎月27日（休日の場合は翌営業日）に、北洋システム開発株式会社が各会員様指定口座から集金する際に要する振替手数料（消費税8%→10%、変更済）

変更区分	毎月の振替手数料
R1年9月まで	162円
R1年10月から	165円

3. R2年4月以降の各会員様振替金額について

R2年4月	拠出金+年会費 1,916円+振替手数料 165円
R2年5月以降	拠出金+振替手数料 165円

以上

平成27年10月

持株会会員のみなさまへ

北海道電気工事業取引先持株会

**マイナンバー制度に伴うご協力依頼および
年会費の変更について**

拝啓 日頃から当持株会にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度(通称、マイナンバー制度)が実施されます。このことに伴い、持株会会員様から持株会へ、下記の利用目的により法人番号または個人番号を収集させていただくこととなります。収集の方法につきましては、別途、お知らせいたしますのでご協力をお願いいたします。

くわえて、野村証券㈱から持株会会員へ郵送されている「会員へのお知らせ」が封書から葉書へ変更となったことから、平成 28 年 4 月から年会費を下記のとおり変更いたします。

今回、持株会会員のみなさまへ「持株会のしおり」(最新版)を郵送させていただきます。是非ご一読いただき、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 法人番号・個人番号の利用目的

(1) 持株会に係る金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務のため。

以上の目的により当持株会から証券会社へ持株会会員の法人番号・個人番号を通知します。

2. 年会費の変更について

野村証券㈱に対する事務代行費、郵送費および持株会運営費

変更区分	年会費	内訳
H27 年 4 月 振替分まで	2,132 円	事務代行費 648 円+郵送費 82 円×12 ヶ月=1,632 円 +持株会運営費 500 円
H28 年 4 月 振替分から	1,772 円	事務代行費 648 円+郵送費 52 円×12 ヶ月=1,272 円 +持株会運営費 500 円

以上

持株会のしおり

北海道電気工事業取引先持株会

「北海道電気工事業取引先持株会」 ご入会のおすすめ

「北海道電気工事業取引先持株会」は、北海道電力株式会社の株式を少ない資金で取得しやすいようお手伝いするためにつくられた、北海道電力株式会社の取引先としての自主的な団体です。

☆ お取引先の皆様から毎月一定金額を積立ていただき、それをまとめて継続的に株式を購入していきます。

☆ 株式の購入は株価水準にかかわらず定時・定額で行なうため、ドル・コスト平均法によって平均買付価格を下げる効果が期待できます。

☆ 配当金も同じように再投資できますので効率のよい投資となります。

この制度を通じて、お取引先の皆様が株主になっていただくことにより「北海道電力株式会社の取引先」としての関係を、より一層良好かつ緊密なものとしていきたいと考えております。何とぞこの趣旨につきまして、ご理解ご賛同のうえ、ご入会のほどよろしくお願い申し上げます。

北海道電気工事業取引先持株会

理事長 尾 池 一 仁

「北海道電気工事業取引先持株会」のしくみ

1. 「北海道電気工事業取引先持株会」とは

・・・・・・ご存知のように、北海道電力株式会社の株式を購入するには、100株単位でしか購入できないため、かなりまとまった資金が必要です。そこで毎月比較的少ない資金で株式を購入できるようにしたのがこの「北海道電気工事業取引先持株会」です。

この持株会は、毎月一定の金額で北海道電力株式会社の株式を継続的に購入する仕組みになっており、100株以下の株の買付けが可能となり、知らず知らずの内に株が積み立てられ、貴社の資産づくりを計ることができます。

2. 加入資格は

・・・・・・北海道電力株式会社のお取引先であれば加入できます。詳細は「規約」をご覧ください。(本しおりの末尾に添付)

3. 入会申込は

・・・・・・所定の申込用紙の会社名、代表者名、住所、申込口数等をご記入いただき、「北海道電気工事業取引先持株会」事務局(各協同組合)にご提出ください。申込口数は毎月1口
1,000円から999口(99万9,000円)までの範囲で1口
(1,000円)単位で申し込むことができます。

4. 口数の変更は

・・・・・・申し込まれた口数を変更する場合は、毎年4月の一定期間内に所定の用紙により届出をしていただき、翌月分から実施します。

5. 積立金の払込方法は

・・・・・・毎月27日に自動引落制度により集金しますので、「預金口座振替依頼書」を入会時にご提出ください。

6. 休止・再開は

・・・・・・積立を休止しようとする場合は、毎年4月の一定期間内に所定の用紙により届出をしていただき、一時的に積立てを休むことができます。またその後再開することもできます。

7. 株式の購入は

・・・・・・会員から拠出していただいた積立金を、毎月一括して一定の日に時価(委託手数料を含む)で購入していきます。各期の配当金は再投資いたします。なお、買付けにはドル・コスト平均法を利用します。

8. ドル・コスト平均法とは

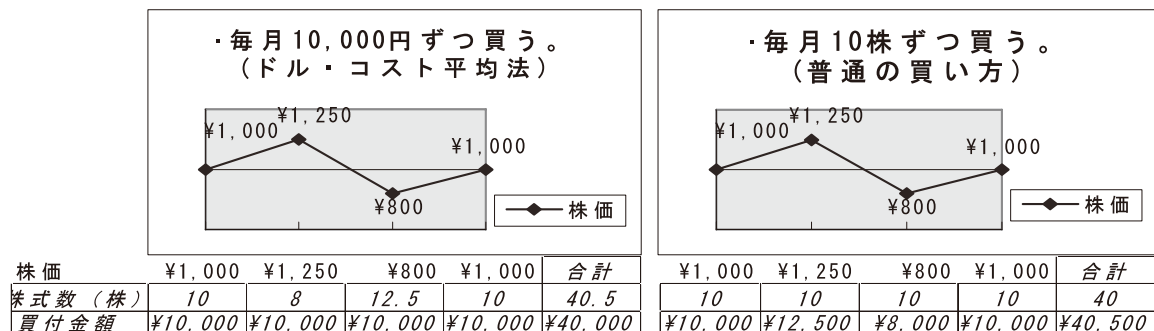
- ・・・毎月一定の日に一定の金額で買う方法で、株価が高値の時は買える株数が少なくなり、逆に安値になるほど買える株数が多くなります。従って…

●長期的に買い続けることで平均取得価格を下げるのが期待できます。

●株式を長期に保有・運用するには、良い方法の一つと言えます。

・毎月 10,000 円ずつ買う。
(ドル・コスト平均法)

・毎月 10 株ずつ買う。
(普通の買い方)



9. 持分の計算は

- ・・・購入した株式は会員の拠出金額に応じて「持分」に配分されます。配分計算は小数点以下第3位まで計算し(小数点第4位以下は切捨て)、会員別持分明細簿に登録されます。会員には毎月その持分を「会員へのお知らせ」によりご連絡いたします。

10. 有償株主割当増資のときは

- ・・・会員ごとに通知いたします。その持分に応じた割当配分に対し臨時に拠出していただき、これまでの持分に加わります。

11. 株式券の保管は

- ・・・購入した株券は、「北海道電気工事業取引先持株会」理事長名義とし、野村證券株式会社で保管いたします。

12. 株式券の引出しは

- ・・・会員の持分が100株以上になれば100株単位で、株式券を引き出すことができます。持株の引き出し、退会時には野村證券への口座開設手続きが必要になります。(実質株主登録)

13. 配当金の再投資について

- ・・・配当金および中間配当金は、すべて次の買付けに充てますので、会員へは直接現金で配当されることはありません。

14. 退会する時は

- ・ ・ ・ ・ ・ 退会の場合は、その時の持分に応じた株式をお返しいたします。ただし、100株単位は株式でお返ししますが、100株未満の株式は時価で売却して、その代金をお返しいたします。売却日は持株会買付日とします。

15. 管理などは

- ・ ・ ・ ・ ・ 一切の管理は「北海道電気工事業取引先持株会」が行います。口数の変更、休止、再開の受付、配当金の再投資、有償株主割当増資等のご案内などは、「北海道電気工事業取引先持株会」が行いますので、わずらわしさはありません。

16. 会費は

- ・ ・ ・ ・ ・ 野村證券株式会社に対する事務代行および帳票類作成費用、通信費などに充てるため年間1,272円(事務代行費648円+郵送費52円×12ヶ月=1,272円)の他、持株会運営費として年間500円(税込み)合計1,772円を年会費としてご負担いただきます。この額は、毎年4月に引き落としさせていただきます。ただし、口座残高不足等により会費の引き落としが不能となった場合には、翌月以降に引き落としさせていただきます。

17. 申込等の用紙は

- ・ ・ ・ ・ ・ 入会・休止・再開・口数変更・一部引出し等の用紙は事務局へご請求ください。

拠出金と入会手続

1. 毎月継続して拠出する金額をおきめください。

拠出金は1口(1,000円)から999口(99万9,000円)の間で、自由におきめください。

2. 「入会届出書」をご提出ください。

所定の申込書にご記入のうえ、押印してください。

拠出金等のお支払い方法

自動振替システムをご利用していただきます。

「預金口座振替依頼書」をご提出下さい。拠出金等は、貴社のご指定の銀行口座から自動的に引落としされますので、はじめの手続きだけで済みます。

《自動振替システムの内容》

- ① 引落としは毎月27日(休日の日は翌営業日)に北洋システム開発株式会社(HS)が、各会員の指定口座から集金します。従って、預金通帳等の摘要欄には「HS. モチカブカイ」等と印字されますのでご承知おきください。

[取り扱い金融機関及び預金通帳摘要欄への表示は下表<取扱金融機関>にて説明]

- ② 振替に要する経費は、HSへ毎月振替請求ごとに3,180円(消費税込)、毎月の振替手数料として162円(消費税込)が必要です。ただし、HSへ毎月振替請求ごとに支払う3,162円は、持株会の運営費で支払います。したがって、会員の皆さまの振替金額は毎月「拠出金+振替手数料 162円」となります。
- ③ 振替金額は、前述の事務代行費年間1,272円、持株会会費年間500円、振替手数料162円等がありますので、預金口座からの振替金額は次のとおりです。
- ・4月には(拠出金)+(1,272円)+(500円)+(162円)となり、
 - ・4月以外の月からは、(拠出金)+(162円)となります。

〈記入上の留意点〉

- ① かならず預金通帳の番号をご確認のうえご記入ください。
- ② 取扱金融機関の指定口座は下の表のとおり、全国ネットでご指定できます。
- ③ 預金者が法人の場合、会社名、代表者肩書き、代表者名を必ず記入してください。
- ④ 金融機関届出印の印鑑相違、不鮮明等がありますと、口座振替依頼書が金融機関で受付けてもらえない場合もありますのでご記入にはご注意ください。

〈取扱金融機関〉

- ① 北洋銀行、② 北海道銀行、③ 北陸銀行、④ 北海道労働金庫、
⑤ 道内の各信用金庫、⑥ 北海道信連及び道内の各農業協同組合、⑦ 全国のゆうちょ銀行
預金通帳等の摘要欄「HS. モチカブカイ」
- ⑧ 道内の各信用組合(北央、札幌中央、ウリ、函館商工、空知商工、十勝、釧路)
預金通帳等の摘要欄「HS. ホクヨウシステム」
- ⑨ 上記以外の、全国の都市銀行、地方・信託銀行、道外の信金・信組・労金・農漁協
預金通帳等の摘要欄「SMBC (HS. モチカブ)」

会員における事務処理について

今後、毎月の「会員のお知らせ」によりご処理いただく経理処理は、次の方法よるのが一般的と思われます。

★次のページに記載の「会員へのお知らせ」の例によりご説明いたしますと、

- (1) 拠出金(積立金)の処理
 拠出金 100 口(10 万円の場合)
 振替手数料 210 円(消費税含み)

- (2) 「会員へのお知らせ」を受け取り次第
 有価証券 a/c へ株式購入金額を振替える。

- (3) 配当金の再投資
 「会員へのお知らせ」下欄 r 配
 当金の明細」をご参照ください。
 有価証券 a/c へ振替処理

◎前払金 a/c5,018 円の残となる
 (当月お預り金)……⑧

	仕	訳
(前払金 a/c)		100,000……②
(振替手数料 a/c)		210
(当座預金 a/c)		100,210
 (有価証券 a/c)		 138,057……③
(前払金 a/c)		138,057
 (前払金 a/c)		 4,230……④
(租税公課 a/c)		318……⑤
(受取配当金 a/c)		4,548⑥
(有価証券 a/c)		2,272……⑦
(前払金 a/c)		2,272

注…前払金 a/c については便宜上残高管理方式にて表示してあります。
 また、消費税については税込会計処理を採用した場合の表示です。

以上のような方法で処理されればよろしいかと存じますが、実際には会計士や税理士などの専門家にご相談下さい。

《税務上の取扱い》

1. 持株会理事長名義となる共有株式は税務上、会員が持分に応じて直接取得し、所有しているものとして取扱われます。
2. 共有株式の配当は会員持分に応じて法人の場合は益金不算入、個人の場合は配当金控除の適用が受けられます。
3. 共有株式の配当については、所得税法228条(名義人受領の配当所得の調書)の規定により、年間5万円を超える配当金を受け取る会員については、その調書を理事長名で作成し、所轄税務署長に提出することになります。

野村商店 様

ご投資株数現在高(株)

1212.559

うち会員口(株)

(株)

新旧内訳

旧株
(株)
1212559第1新株
(株)

※省略

2新株
(株)

繰越金(円)

5018

年月	摘要	新旧区分	金 入	金 出	金 動 式 動	株 式 動	※省略
			抛 出 金	計	株式購入金額	ご投資株数	単 価
			円	円	円	株	円
7 7	前回繰越金			41117			
7 7	配当再投資		100000	100000	138057	84248	163869
			4230	4230	2272	1386	163869
※省略							

累 計	抛 出 金	円	配 当 金	円	利 息	円	入 金 計	円
	19850000		699807				20549807	
	ご 投 資 株 数		引 出 株 数					
	株		株					
	63212559		62000					
配当金の明細								
決算期	配 当 付 株 数	1 株 当 り 配 当 金	税 込 配 当 金	所 得 税 額	住 民 税 額	税 引 後 配 当 金	株式配当	
年 月	株	円	円	円	円	円		
16 3	909652	500	4548	318		4230		

注・・・「会員へのお知らせ」記載の毎月株式購入金額の算出については、次の式により計算します。

イ) 初月については

抛出金(②)－残金(※⑧)=当月購入金額(③)

ロ) 次月以降については

＜前月残金(①)+当月抛出金(②)＞－当月残金(※⑧)=当月購入金額(③)

※当例における残金(⑧)は月例抛出分(¥3,060)と配当再投資分(¥1,958)

の合計金額(¥5,018)になっています。

「会員へのお知らせ」に記載してある単価は下記により算出しております。

持株会全体として

$$\left[\begin{array}{l} \text{当月購入金額} \\ + \text{前月残余金} \\ + \text{退会者剰余金} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{当月購入株} \\ + \text{前月残余株} \\ + \text{退会者整数未満株} \end{array} \right] = \text{表示単価(⑨)}$$

(売買単位未満株小数部分)

従って、会員別の購入金額÷株数＝単価の数値とは若干の差が出ております。

★持分株式の評価方法

各会員が現在選定している方法（原価法または時価法）で行います。

もし選定しない場合は税法上、移動平均法によります。

法人会員の税制上のメリット

現在、数多くの企業がこの制度に加入しています。企業がこの制度に加入する動機は、①取引関係の強化、が挙げられますが、税制上は株式を直接保有するのと同じであることから、②値上がり益の期待、③配当収入、④財務内容の多様化、⑤税制上のメリット等が考えられます。なかでも大きなメリットは、株式保有による税制上の優遇措置が与えられていることでしょう。ここでは、株式保有の税制上のメリットを簡単に説明してみました。

○受取配当金は法人税の対象外(益金不算入制度の概略)

「法人の受取配当金は益金に算入されない。」

※法人税法第23条(受取配当金等の益金不算入)参照。

- 法人が国内株式について支払いを受けた配当金は、法人税の課税所得を計算するうえでは、原則として、所得の計算から除くこととされています。
- 法人のいわゆる実効税(法人税、法人住民税、事業税等)はおよそ40%程度となっております。課税所得の約4割を税金として納めなければならないわけで、法人の受取配当金が益金に算入されないという税制は非常に大きなメリットといえることができます。
- もともと配当金は、配当支払い会社が法人税を納付したあとの利益から支払っているものですから、配当金を受け取った法人の利益の中に入れ、課税所得とすれば、法人が二重に課税されることとなります。このため、法人の受取配当金は益金に算入されないことになっているのです。
- 益金不算入割合は、50%です。
ただし、借入金のある場合は不算入額が、減少する場合があります。

※税務と会計処理の実際については、公認会計士、税理士、税務署員などの専門家にご相談下さい。

持株会規約・細則を次ページ以降に添付

北海道電気工事業取引先持株会規約

平成19年11月20日 制定

平成21年 6 月16日 変更

平成23年 4 月27日 変更

平成27年 9 月15日 変更

(名 称)

第1条 この会は、北海道電気工事業取引先持株会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、北海道電力株式会社(以下「北海道電力」という。)と取引関係にある北海道電気工事業工業組合及び各地方電気工事業協同組合と同組合加盟店(取引関係にある以下「会員」という。)の緊密化を図る一助として、これらの会員に北海道電力株式会社株式(以下「株式」という。)の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、この規約の定めにより、会員の拠出する金銭をもって株式を取得し、本会の名義をもってその株式を管理するとともに、当該株式にかかわる権利保全のための一切の業務を行う。

(入会の資格)

第4条 本会への入会は、北海道電力と取引関係にある会員に限る。

(入 会)

第5条 本会の目的に賛同し、入会を希望する前条に定める会員資格を有するものは、理事長へ所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2. 前項により入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金額を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。

(拠出金)

第6条 拠出金は1口1,000円単位とする。

2. 拠出金は最低1口(1,000円)から最高999口(999,000円)とする。
3. 会員は毎月一定の口数(以下「拠出口数」という。)を、所定の日(以下「拠出日」という。)までに拠出する。
4. 会員は前項の他、株主割当による有償増資が行われる場合、臨時拠出を行うことができる。この場合、1会員1回当たりの拠出限度額は100万円未満とする。

(拠出の休止・変更)

第7条 拠出を休止しようとする会員は、その事由を明記した申請書をもって理事長へ申請し、その承認を得て拠出を休止することができる。ただし、休止の申請は毎年4月の一定期間内とする。

2. やむを得ぬ事由がある場合は、その事由が発生したとき理事長に申請し、その承認を得ていつでも拋出を休止することができる。
3. 拋出を休止した会員は、休止事由が消滅したときは、速やかに理事長宛に拋出の再開を申請するものとする。
4. 拋出口数を変更しようとする会員は、毎年4月の一定期間内に理事長宛に申請し、翌月分から新口数を拋出する。

(株式の取得)

- 第8条 本会は、会員の拋出金総額(以下「株式取得資金」という。)をもって、原則として毎月20日(休日の場合は翌取引日)に、市場から時価(委託手数料および消費税等相当額を含む。)で株式の買付けを行う。
2. 株式取得資金の内、売買単位の買付代金に満たない部分(以下「残金」という。)は、次回の株式取得資金に繰入れる。

(理事長の受託)

- 第9条 会員は、前条第1項、第11条および第12条により取得した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。
2. 前項の株式は、理事長名義とする。

(株式分割の取扱)

- 第10条 前条により理事長に信託された株式(以下「信託株式」という)が分割によって増加した場合その増加の株式については、自動的に信託財産に帰属する。

(配当金等の再投資)

- 第11条 会員は、信託株式にかかわる配当金および中間配当金を本会への出資として拋出しこれを株式の取得に充てる。取得の方法は第8条に準ずる。

(株式割当による株式取得)

- 第12条 信託株式につき新株引受権が割当てられたときは、会員の希望により割当日現在の登録された持分に応じて、当該新株引受権の割当配分を受ける。払込みは次による。
- (1) 会員は、払込金相当額の臨時拋出金を本会への出資として拋出する。
 - (2) 理事長は、前項の臨時拋出金の合計金額をもって、新株式の払込金に充当し、新株式を取得する。

(持分の計算)

- 第13条 本会は、信託株式について、次の要領で算出した株式数を、それぞれ各会員の持分として会員別持分明細簿に登録する。
- (1) 第8条第1項により取得した株式については、当該買付時の各会員の株式取得資金(残金を含む)に応ずる株式数。
 - (2) 第10条により増加した株式については、当該基準日における各会員の登録された持分に応ずる株式数。
 - (3) 第11条により取得した株式については、当該取得時の各会員の税引配当金(残金を含む)に応ずる株式数。

(4) 第 12 条により取得した株式については、各会員の臨時拠出金に応ずる株式数。

2. 第 8 条第 2 項の残金については、株式買付け直前の各会員の株式取得資金額に応じて、各会員に帰属すべき残金として会員別持分明細簿に登録する。
(権利譲渡の禁止)

第 14 条 会員は、登録された持分に関する権利を他に譲渡し、または担保に供することはできない。

(事務委託)

第 15 条 本会は、第 13 条による会員別持分明細簿の作成を第 26 条に規定する本会の事務を委託する証券会社(以下「事務委託証券会社」という。)に委託する。(追加)

(残高明細の通知)

第 16 条 本会は毎月、各会員に対し残高明細を通知する。

2. 会員は必要な場合は何時でも、自己の持分残高につき照会することができる。

(持分の一部引出)

第 17 条 会員は、その登録された持分から売買単位相当の持分を引出すことができる。

2. 会員は、前項の持分の引出に際し、事務委託証券会社に開設した会員名義の口座へ振替手続きを行うものとする。ただし、理事長が会員に特段の理由があると認めた場合に限り、当該売買単位相当の持分について本会を通じて売却し、その代金から株式売買手数料(消費税等相当額を含む)を差引いた金額の支払を受けることができる。

3. 第 1 項より引出しされた持分は、これを会員別持分明細簿上の当該会員の持分より控除する。

(退会)

第 18 条 会員は理事長宛に届出ることにより、何時でも退会することができる。

2. 会員は、第 4 条の資格を喪失した場合には、退会するものとする。

(退会精算)

第 19 条 退会者は、退会の届出を行った日(以下「退会日」という)における持分および第 13 条第 2 項の残金の払戻しを受ける。

2. 退会者は、前項の払戻しに際し、売買単位相当の持分については、退会者が事務委託証券会社に開設した会員名義の口座に振替えることにより払い戻しを受ける。売買単位相当に満たない持分については、本会を通じて時価で売却し、その代金から株式売買手数料(消費税等相当額を含む)を差引いた金額の支払を受ける。ただし、理事長が会員に特段の理由があると認めた場合に限り、当該売買単位相当の持分について本会を通じて売却し、その代金から株式売買手数料(消費税等相当額を含む)を差引いた金額の支払を受けることができる。

3. 前項による売却は、毎月買付日に 1 ヶ月間の退会者全員の分を一括して行う。

4. 退会日現在において権利確定後払戻しを受けていない配当金および株式がある場合、次のとおり処理する。

- (1) 配当金は、本会が受領した後遅滞なく現金にて払戻しをする。
- (2) 第10条により増加した株式は、本会が株式を取得した後遅滞なく、第13条第2項の規定に準じて払戻しをする。
5. 第12条により新株引受権の割当配分を受けた会員は、臨時拠出金の拠出日前に、退会に先立って当該臨時拠出金を本会への出資として拠出する。この場合、本会は、新株式の株券受領後遅滞なく、当該退会者に対し第2項の規定に準じて払戻しをする。
6. 退会者は、退会日現在における第13条による持分計算の際に生じた配分不能端数持分の払戻しの請求はできない。

(信託株式の議決権)

- 第20条 信託株式にかかわる議決権は、受託者たる理事長がこれを行行使する。ただし、会員は持分に相当する株式の議決権の行使について、理事長に対し株主総会の議案ごとに特別の指示を与えることができる。
2. 理事長は、株主総会招集通知の内容を書面にて通知し、会員に周知させる。

(申請の制限)

- 第21条 第5条の入会、第7条の拠出の再開、変更および、第17条、第19条により持分の売却を伴う場合において、会員が北海道電力に係る未公表の重要事実を知得している場合には、当該申請を行うことができない。
2. 前項の事由により申請することができなかった会員は、当該事由の解消をもって、所定の申請期間以外であっても理事長に改めて申請することができる。

(個人情報等の取扱)

- 第22条 会員は、本会が本規約に基づき行う業務(以下「持株会業務」という。)を適正に行うため、会員が届出た自己の個人情報および法人番号・マイナンバー(個人番号)(以下「会員の個人情報」と総称する。)を使用することに同意する。
2. 本会は、会員の個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な情報管理措置を講じるものとする。
 3. 会員は、本会が持株会業務に係る事務を事務委託証券会社に委託することおよび会員の個人情報を事務委託証券会社に対し提供すること並びに事務委託証券会社が本会から委託を受けた事務を処理するために会員の個人情報を利用することに同意する。

(役員の選出)

- 第23条 本会の運営を円滑ならしめるため、本会に役員をおく。
2. 本会の役員は、理事長、理事、監事とも会員の中から次により選出する。
 - (1) 理事会は、任期満了の20日前までに次期役員の候補者を推薦し、理事長はこれを会員に書面にて通知する。
 - (2) 前号の候補者に異議ある会員は、書面にて理事長にその旨申出る。
 - (3) 第1号の通知発信後2週間経過し、前号の異議が会員数の2分の1未満の場合に当該候補者は選出されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任する。
 - (4) 第2号の異議が会員数の2分の1以上の場合、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第1号乃至第3号の手続をとる。

3. 役員の任期は、2年間とし、任期満了年の6月末日までとする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続が進行中の場合、もしくはその他特別の事由により次期役員が選出されていない場合は、次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長する。ただし、再任を妨げない。
4. 理事は互選により理事長を選出する。
5. 理事長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。理事長に事故あるとき、理事会で予め定めた順序にしたがって、他の理事が代わる。
6. 任期中における役員の改選については、原則として第2項の手続きを準用する。ただし、第1号および第3号を以下のように定める。
 - (1) 理事会は、速やかに後任役員の候補者を推薦し、理事長はこれを会員に書面にて通知する。
 - (2) 第1号の通知発信後2週間経過し、書面による異議が会員数の2分の1未満の場合に当該候補者は選任されたものとし、現役員の退任と同時に就任する。

(役員の定数)

第24条 本会の役員数は次のとおりとする。

- (1) 理事 10人以上 16人以内
- (2) 監事 1人または2人

(理事会)

第25条 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。

2. 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。
3. 理事会は、次の事項を決定する。
 - (ア) 本規約または本規約に基づく細則の規定により理事会が決定すべき事項
 - (イ) その他本会の業務処理上重要と理事長が認めた事項
4. 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の業務を監査する。

2. 監事は、必要と認めた時は何時でも、本会の業務状況につき、理事長に報告を求めることができる。
3. 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(事務処理の委託)

第27条 本会の事務処理は、野村證券株式会社に委託する。

(報酬)

第28条 本会の役員は無報酬とする。

(運営経費)

第 29 条 本会の事務代行費および運営に必要な経費は、会員が負担する。

2. 会員は、毎年 1 回事務代行費および会費を納付するものとする。

(業務報告)

第 30 条 理事会は、毎年 3 月末日をもって過去 1 年間の業務状況報告書を作成し、監事の承認を得た後、会員に書面にて報告する。

(本会の所在地)

第 31 条 本会の所在地は、札幌市とする。

(規約の変更)

第 32 条 本規約の変更は、次の手続による。

(1) 理事会は変更案を起案し、理事長は会員に書面にて通知する。

(2) 前号の変更案に異議のある会員は、書面にて理事長に対しその旨を申出る。

(3) 第 1 号の通知発信後 2 週間経過し、前号の異議が会員数の 3 分の 1 未満の場合に、当該変更案は効力を発生する。

(4) 第 2 号の異議が会員数の 3 分の 1 以上の場合、理事会は当該変更案を修正の上、改めて第 1 号乃至第 3 号の手続をとることができる。

(運営の細目)

第 33 条 本会の運営に関する細目は、理事会の定める本会運営細則による。

付 則

第 1 条 本規約は、平成 27 年 9 月 15 日から実施する。

北海道電気工事業取引先持株会運営細則

平成 19 年 11 月 20 日制定

平成 21 年 6 月 16 日変更

平成 23 年 4 月 27 日変更

平成 27 年 9 月 15 日変更

(目的)

第 1 条 この細則は、北海道電気工事業取引先持株会規約(以下「規約」という)第 33 条に基づき、本会の運営の細則ならびに事務手続について定める。

(諸手続)

第 2 条 入会、退会、休止、再開、口数変更、一部引出、臨時拋出等の諸手続は、それぞれ所定の届出書または申請書を理事長に提出することによって行う。

(会員名簿)

第 3 条 本会は、規約第 4 条の定めによる資格を有する取引先企業より提出された入会申込書を会員情報として綴りを作成し、会員名簿とする。

(拋出金の拋出)

第 4 条 規約第 6 条第 3 項に定める拋出日は毎月 27 日(休日の場合は翌営業日)とし、本会が委託する収納代行会社が各会員の指定口座より集金するものとする。

(1 売買単位)

第 5 条 規約第 8 条第 2 項等、規約本文内で記されている 1 売買単位は 100 株とする。

(休止・再開・変更)

第 6 条 規約第 7 条第 2 項に定めるやむを得ぬ事由とは、災害、その他これに準ずる場合をいう。

2. 拋出を休止しようとする会員は、所定の休止申請書を理事長に提出する。
3. 拋出を再開する会員は、休止事由が消滅した時、速やかに所定の再開申請書を理事長に提出することにより、拋出を再開する。
4. 拋出口数を変更する会員は、所定の拋出移動申請書を理事長に提出する。

(株主割当による株式取得)

第 7 条 規約第 12 条による新株引受権の割当配分は、小数点以下第 4 位を切り捨てる。

2. 前項に基づく臨時拋出金は円位未満を切り上げ、その結果生ずる剰余金は、次回の株式取得資金に繰入れる。
3. 規約第 12 条により新株引受権の割当配分を受けた会員は、所定の増資割当案内に臨時拋出金を添えて、増資の都度、理事会が定める日までに本会宛に申込む。

4. 第1項により切り捨てられた端数の合計分に相当する払込金、および前項の定める日までに申込みをしない会員があった場合の、当該会員に割当てられた株式についての取扱いは、その都度理事会で決定する。

(持分の計算)

第8条 規約第13条第1項による持分の計算は、小数点以下第4位を切り捨て、切り捨てられた端数の合計は次回取得する株式に合算する。

2. 規約第13条第2項による会員別残金の計算は、円位未満の端数を切り捨て、切り捨てられた端数の合計(これを「残余金」という)は次回の株式取得資金に繰入れる。

(持分の一部引出)

第9条 会員は、一部引出引出し申請に先立って、事務委託証券会社に会員名義の口座開設手続きを行うものとする。

2. 本会は、前項の口座開設がなされていない場合、一部引出の処理を行わない。

(退会)

第10条 会員は、売買単位相当の持分の引出しを伴う場合、退会申請に先立って、事務委託証券会社に会員名義の口座開設手続きを行うものとする。本会は、前項の口座開設がなされていない場合、退会処理を行わず休止処理を行う。

(退会精算)

第11条 規約第19条第2項による売却(同条第4項第2号、第5項において準用する場合を含む)において、売却すべき持分残高に1株未満の端数がある場合は、整数部分の売却単価と同値で、当該月の株式取得資金により本会がこれを買取る。

2. 各退会者に対して現金により払戻しをする金額に円位未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その端数の合計は次回の株式取得資金に繰入れる。

(未公表の重要事項)

第12条 規約第21条にある重要事実とは、金融商品取引法第166条に規定される重要事実および同法第167条に規定される公開買付け等の事実をいう。

(本会の運営経費)

第13条 規約第29条第2項に定める事務受託先の事務代行費は、一会員につき年間648円(税込み)並びに残高明細書郵送代として年間624円、計1,272円を、毎年4月の拠出金現在における各会員の拠出金及び残金の合計金額より控除して納付する。

なお、当日休止中の会員で残高が控除額に不足するものについては、後日入金(配当金を含む)または退会清算の際に相殺する。

2. 本会の運営費として第1項の他に会費として、一会員につき年間500円(税込み)を毎年4月に納付する。

(本会の事務局)

第 14 条 本会の事務局は、北海道電気工事業工業組合内におく。

(帳票の保管)

第 15 条 本会は、会員からの申請書等および事務委託証券会社が作成した管理台帳、会員別持分明細簿、退会一部引出明細等の諸帳票を前条の事務局にて保管する。

付 則

第 1 条 本運営細則は、平成 27 年 9 月 15 日から実施する。

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

北海道電気工事業取引先持株会

当持株会は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定めます。

1. 事業者の名称

北海道電気工事業取引先持株会

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当持株会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

3. 安全管理措置に関する事項

当持株会は、特定個人情報の安全管理措置に関して、別途「特定個人情報取扱規程」を定めています。

4. ご質問等の窓口

当持株会における特定個人情報の取扱いに関するご質問に関しては、下記事務局にご連絡ください。

北海道電気工事業工業組合

電話：011-261-0420

E メールアドレス：h-dnk@doudenkouso.or.jp

以上

特定個人情報取扱規程

北海道電気工事業取引先持株会

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、北海道電気工事業取引先持株会(以下「当会」という。))が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。))、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。))及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、当会会員(以下「会員」という。))の特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報等の保護に係る安全管理措置について定めるものである。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、当会の個人情報保護に関する他の規程又はマニュアルに優先して本規程が適用され、他の規程又はマニュアルと矛盾抵触する場合は、本規程が優先的に適用される。

第2条 定義

本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ①「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- ②「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号)。
- ③「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。
- ④「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- ⑤「個人情報ファイル」とは、特定個人情報ファイルであって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑥「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑦「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者(項番⑫)が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- ⑧「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- ⑨「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

- ⑩「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑪「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- ⑫「個人情報取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
- ⑬「事務取扱担当者」とは、当会において、会員の個人番号を取り扱う事務に従事する事務局をいう。
- ⑭「事務取扱責任者」とは、事務取扱担当者が複数いる場合で、理事長が氏名したそのうちの一人をいう。
- ⑮「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- ⑯「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

第3条 当会が個人番号を取り扱う事務の範囲

当会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

会員の個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む）	所得税法に基づく「株式等の譲渡の対価の支払調書」関連事務
	所得税法に基づく「配当金支払調書」関連事務
	所得税法に基づく「配当金支払通知書」関連事務

第4条 当会が取り扱う特定個人情報等の範囲

- 1 前条において、当会が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。

会員の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、社員番号等

- 2 第1項に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

第5条 組織体制

- 1 当会は、理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。
- 2 事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうちの一人を理事長が指名して事務取扱責任者とする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。
- 4 事務取扱担当者を変更する場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名し、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行うものとする。理事長は、かかる引継ぎが行われたかを確認するものとする。

第6条 事務取扱担当者の監督

理事長は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第7条 情報漏えい事案等への対応

事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

第8条 取扱状況の確認

理事長は、特定個人情報等の取扱状況について、1年に一回以上の頻度で確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

第9条 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

当会は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

第10条 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

当会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

② 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

第11条 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

1 当会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、組合内での移動等も持出しに該当するものとする。

① 個人番号関係事務に係る委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

② 行政機関等への法定調書の提出等、当会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

第12条 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

理事長は、事務取扱担当者又は委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

第13条 アクセス制御・アクセス者の識別と認証

当会における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は、以下のとおりとする。

- ① 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。
- ② 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

第14条 外部からの不正アクセス等の防止

当会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

第15条 情報漏えい等の防止

当会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- ② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得

第16条 特定個人情報の適正な取得

当会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第17条 特定個人情報の利用目的

当会が、会員から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

第18条 個人番号の提供の要求

当会は、第3条に掲げる事務を処理する必要がある場合に限り、会員本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

第19条 個人番号の提供を求める時期

- 1 当会は、第3条に定める事務を処理する必要があるときに、個人番号の提供を求めることとする。
- 2 前項にかかわらず、会員本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。

第20条 特定個人情報の提供を求めることの制限

- 1 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第26条）に従うものとする。
- 2 当会は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

第21条 特定個人情報の収集制限

当会は第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

第22条 本人確認

当会は番号法第16条に定める各方法により、会員の個人番号の確認及び当該本人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第23条 取得段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置

特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

第24条 取得段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第2節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

第 25 条 取得段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 3 節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 4 章 特定個人情報の利用

第 26 条 特定個人情報の利用制限

- 1 当会は、第 17 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
- 2 当会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、会員本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

第 27 条 特定個人情報ファイルの作成の制限

当会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第 3 条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第 28 条 利用段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

第 29 条 利用段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

第 30 条 利用段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 3 節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 5 章 特定個人情報の保管

第 31 条 特定個人情報の正確性の確保

事務取扱担当者は、特定個人情報を、第 17 条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第 32 条 保有個人データに関する事項の公表等

当会は、個人情報保護法第 24 条第 1 項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を会員本人の知り得る状態に置くものとする。

第 33 条 特定個人情報の保管制限

- 1 当会は、第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 当会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行う必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 当会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しを、特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、保管することができる。

第 34 条 保管段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

第 35 条 保管段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

第 36 条 保管段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 3 節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 6 章 特定個人情報の提供

第 37 条 特定個人情報の提供制限

当会は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、会員本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、会員本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第 38 条 提供段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

第 39 条 提供段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

第 40 条 提供段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 3 節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 7 章 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

第 41 条 特定個人情報の開示

- 1 当会は、会員本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。
- 2 当会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。
 - ① 会員本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合

第 42 条 保有個人データの開示請求処理手順

前条に基づき会員本人又はその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

- ① 受付時の確認
 - a 所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。
 - b 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
 - c 郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。
- ② 開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

 - a 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
 - b 前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。
 - c 前条第 2 項各号に定める不開示事由に該当するか否か。
- ③ 不開示の場合の対応
 - a 前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明することとする。
- ④ 請求者に対する通知時期
 - a 開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

第 43 条 保有個人データの訂正等

当会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に、当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第 44 条 保有個人データの訂正等処理手順

- 1 前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順で応ずることとする。
 - ② 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
 - ② 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。
 - ③ 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。
- 2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。
 - ① 事務取扱責任者は、当該保有個人データを取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
 - ② 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
 - ③ 事務取扱責任者は、訂正理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し 1 年間保管する。

第 45 条 保有個人データの利用停止等

- 1 当会は、会員本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由、同法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、会員本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は会員本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第 46 条 開示等を求める手続

- 1 当会は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第 29 条第 1 項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、当会事務局にその方法を掲示・備え付けることとする。
- 2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認方法とするよう留意する。

第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除

第 47 条 特定個人情報の廃棄・削除

当会は第 3 条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り、特定個人情報等を収集及び保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第 48 条 廃棄・削除段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

第 49 条 廃棄・削除段階における物理的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）の第 14 条に従うものとする。

第 50 条 廃棄・削除段階における技術的安全管理措置

特定個人情報の廃棄・削除段階における技術的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 3 節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

第 9 章 特定個人情報の委託の取扱い

第 51 条 委託先における安全管理措置

- 1 当会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合は、当会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。
- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - ① 委託先の適切な選定
 - ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して当会が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
- ① 設備
 - ② 技術水準
 - ③ 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
- ① 秘密保持義務に関する規定
 - ② 再委託における条件
 - ③ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - ④ 契約内容の遵守状況について報告を求めることができる規定
 - ⑤ 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 当会は、委託先の管理については、当会事務局を責任部署とする。
- 6 当会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
- 7 委託先は、当会の書面による事前の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 8 当会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 9 当会は、委託先が再委託する場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定を盛り込ませるものとする。

第10章 その他

第52条 改廃

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

第1条 本規程は、平成27年9月15日より施行する。

「北海道電気工事業取引先持株会」事務局

〒060-0041 北海道札幌市中央区大通3丁目
北海道電気会館

北海道電気工事業工業組合内

TEL 0 1 1 - 2 6 1 - 0 4 2 0
FAX 0 1 1 - 2 6 1 - 4 6 4 2